

近代日本における人文景観を中心とした「空間」の保存と活用の歴史的展開 文化財保護制度を中心として

Historical Transition of Preservation and Utilization of "Space" Mainly
in the Cultural Landscape in Modern Japan :
Focusing on Cultural Properties Protection System

才津祐美子

SAITSU Yumiko

①はじめに

- ②「点」の保存から「面」の保全へ
- ③文化財保護制度における面的保存の展開
- ④「空間」保全の新たな動き－「文化的景観」の創設と景観法
- ⑤おわりに－「まるごと遺す」という欲望のゆくえ

【論文要旨】

近代日本の文化財保護制度の歴史的変遷を見していくと、保護する対象が次第に拡大していくのがわかる。戦後の文化財保護法（1950年）においても、年を追うごとに文化財の種類が増え、2008年現在では、戦前の国宝保存法（1929年）と史蹟名勝天然紀念物保存法（1919年）の保護対象だった有形文化財、記念物の他に、無形文化財や有形無形の民俗文化財、伝統的建造物群、文化的景観が創設されている。ここまで対象が拡大すると、理念上はすべての過去と繋がるものが文化財として見なされるわけであり、まるで「総文化財化」とでもいえるような様相を呈している。

さらに文化財保護制度の変遷を追っていくと、このような保護対象の変化の他に、保護の在り方にも多様な変化が見られる。その中で本稿が注目し、考察するのは、文化財の単体保存－いわば「点」としての保存から、文化財を取り囲む一定の空間を一縦まりのものとしてまるごと保護の対象にしていくこうとする動き－いうなれば「面」としての保存および保全に至るまでの歴史的展開である。そしてそれは、文化財としての保存から文化資源としての活用あるいは開発へという、近年急速に進んでいる動きの考察もある。

【キーワード】文化財保護制度、歴史的環境、面的保存、総文化財化、文化資源